

議員定数削減により 常任委員会を二つに

12月定例会は、12月6日に招集され、20日までの15日間で開催されました。議員提案の議会委員会条例の改正をはじめ、町長より提出された一般会計補正予算、9月議会で継続審査としていた各会計の決算認定など22の議案を審議し、いずれも可決・認定しました。

平成17年9月定例会で、議員の定数を17人から13人に削減する条例を可決しましたので、平成19年4月に実施される町議会議員選挙から適用されます。そのため、本定例会で常任委員会の名称、委員の定数、所管事項及び議会運営委員会の委員の定数を改正しました。

議員数の推移

期 間	議員定数(人)
昭和30年4月から	30
昭和38年4月から	26
昭和46年4月から	22
昭和62年4月から	20
平成15年4月から	17
平成19年4月から	13

改正の内容

○常任委員会

現委員会名	改正後の委員会名	委員数	所 管 事 項
総務委員会	総務文教委員会	7人	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道、民生産業委員会に属さない事項に関する事務の調査及び付託議案、請願などの審査
民生教育委員会			
産業委員会	民生産業委員会	6人	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事務の調査及び付託議案、請願などの審査

○議会運営委員会

現委員数	改正後の委員数	協 議 事 項
7人	6人	各定例会・臨時会ごとの会期、議事日程、議案の付託の取扱いや委員会活動等の議会運営に関する事項についての協議